

## 【平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律は地方自治体の財政健全度を四つの指標で表し、その指標によって一定基準を上回る団体には再建に向けた計画の策定と実施を義務付ける法律です。

身延町は、すべての指標において健全であると判断されました。

### ◎平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率の状況

項目	比率	早期健全化基準	備考
1. 実質赤字比率	— %	14.22 %	実質黒字比率 8.88%
2. 連結実質赤字比率	— %	19.22 %	連結実質黒字比率 9.31%
3. 実質公債費比率	14.8 %	25 %	
4. 将来負担比率	94.8 %	350 %	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じないため「—%」で表記しています。

#### 1. 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は黒字で、実質黒字比率は8.88%となりました。赤字が生じていないので実質赤字比率は算定されません。

#### 2. 連結実質赤字比率について

一般会計及び特別会計（財産区特別会計を除く）の全会計における実質収支は黒字で、実質黒字比率は9.31%となりました。赤字が生じていないので連結実質赤字比率は算定されません。

#### 3. 実質公債費比率について

一般会計及び特別会計等が負担した公債費に係る実質公債費比率は、14.8%となりました。早期健全化基準の25.0%を下回っているので良好であると判断されます。

#### 4. 実質将来負担比率について

一般会計及び特別会計等が将来負担していく債務に係る将来負担比率は、94.8%となりました。早期健全化基準の350.0%を下回っているので良好であると判断されます。

### ◎平成19年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況

項目	会計名	比率	経営健全化基準
5. 資金不足比率	身延町簡易水道事業特別会計	— %	20.0%
	身延町農業集落排水事業等特別会計	— %	
	身延町下水道事業特別会計	— %	
	身延町下部奥の湯温泉事業特別会計	— %	

※資金不足比率については、全ての会計において資金不足が生じないため「—%」で表記しています。

#### 5. 資金不足比率について

各特別会計ともに黒字決算であり資金不足が生じていないので、資金不足比率は算定されません。